



本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控及可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

田 口 二 郎

◎道路工事請負人の死亡と契約の解除

問 或る請負業者が縣の指名請負人として過般道路工事執行令及其の縣の工事執行規程に依り工事を請負契約し施工中請負人が死亡致したる處、死亡當日を以て該契約は之を解除せられたき旨縣より通知に接せしも、相續人に於て工事請負を繼承して引繼き工事を續行すべきものに無之哉（富生）。

答 當該請負契約の條項及縣の規程を精査した上でないと確實なお答を致しかねるのであるが、道路工事請負契約に於ける仕事完成の債務は通常の場合に於ては一身に專屬す

るものでないから、請負人が死亡したならば其の相續人が之を承繼するものと考へられる。

然しながら若し右相續人が道路工事執行令に定むる請負人の資格を缺くか或は又請負營業に關する警察取締規則に依り請負業を許可されない様な場合には、其の工事を續行することを得ないから契約に依つて留保せられた解除權又は道路工事執行令第二十一條の規定に依り契約を解除さるゝことがあり得ると思はれる。尙本誌第二十卷第十二號（客年十二月一日發行）本欄に於て「請負人の死亡に因る相續と道路工事の續行」と題してT縣生の御質問に對して

回答した處を御参照せられたい。

◎道路の占用と土地收用法適用の有無

問 用水路の新設に當り道路を横斷する爲、管路を道路下に埋設する必要あるも、道路管理者が故なく右道路下の使用を承認せざる場合に於ては該用水路管理設の爲必要なる道路を土地收用法に依り使用することを得るものなりや
(B生)。

答 道路を横斷する場合のみでなく縦斷的に道路下に用水路の埋設を要する場合もあり得ると思ふが、何れにしてもそれは所謂道路の占用である。

従つて道路管理者の許可又は承認を受けなければならぬが、其の占用が法令に依り土地を收用又は使用することを得る公共の利益となるべき事業に關する場合に於て管理者が故なく之を拒否した場合の措置に付ては道路法に特別規定がある。道路法第二十九條が即ち之である。

公共の利益となるべき事業の爲、土地收用法に依つて道路敷地を使用することは必ずしも不可能ではないけれども

其の使用が道路の目的たる交通を妨げざる限度に於ける所謂占用である限り右の規定が適用せられるのであつて、土地收用法に依るべきではない。

法令に依り土地を收用又は使用することを得る公益事業の爲道路を占用する必要ある場合に、管理者が正當の事由なくして之を拒否するのは公益事業の達成を阻害するものであるから、道路法は此の場合事業者の申請に依り主務大臣が占用を許可又は承認することを得るの途を開いたのである。而して、土地を收用又は使用することを得る事業に關し特に此の規定が設けられた精神に鑑みれば本條の適用ある限り土地收用法の適用を排除するものであることは多言を要せずして明かであらうと思ふ。

されば、本問に所謂用水路の新設が個人専用 of の如きものでなく、土地收用法に依り土地を收用又は使用することを得る公共の利益となるべき事業であり、道路管理者の拒否が正當の事由なきものである限りは道路法第二十九條の規定に依り主務大臣の許可又は承認を受くべきものである。